

◎ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
<p>（略）</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第 号）</p>	<p>（略）</p> <p>第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十 （略）</p> <p>八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第 号）</p> <p>第三条に規定する一時金に関すること。</p> <p>八十一 百十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>がん対策推進協議会</p> <p>肝炎対策推進協議会</p> <p>アレルギー疾患対策推進協議会</p> <p>中央最低賃金審議会</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八十一 百十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>がん対策推進協議会</p> <p>肝炎対策推進協議会</p> <p>アレルギー疾患対策推進協議会</p> <p>中央最低賃金審議会</p>

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

旧優生保護法一時金認定審査会

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(旧優生保護法一時金認定審査会)

第十三条の二の二 旧優生保護法一時金認定審査会については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号か

労働保険審査会

過労死等防止対策推進協議会

(新設)

アルコール健康障害対策関係者会議

中央社会保険医療協議会

社会保険審査会

(新設)

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第八十九号まで、第九十号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、

ら第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3
(略)

第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3
(略)

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（一時金の支払の業務）</p> <p>第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。</p> <p>一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第 号。以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法〔一時金支給法〕という。）第三条の一時金の支払を行うこと。</p> <p>二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払を行うこと。</p> <p>三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>3 第一項の業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項に規定する業務とみなす。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

(旧優生保護法一時金支払基金)

第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用（その執行に要する費用を含む。）に充てるために旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2| 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(新設)

○ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第四百号）（抄）（附則第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>3 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>（成育医療等協議会）</p> <p>第十三条の二の二 成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>附則</p> <p>（厚生労働省設置法の一部改正）</p> <p>3 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十三条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>（成育医療等協議会）</p> <p>第十三条の二の二 成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>